

関東地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者の皆様へ

★令和4年4月 経営事項審査の運用について

関東地方整備局管内9都県（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の経営事項審査における運用について、以下のとおりお知らせします。

【令和 4 年 4 月から変更となる運用】

○技術職員名簿の新規掲載者申出書（参考様式）の提出が不要となります。

新規掲載者がいた場合は、「技術職員名簿の新規掲載者申出書（参考様式）」を提出していましたが、**令和 4 年 4 月より提出が不要**となります。

○技術職員名簿の有資格区分変更等申出書の提出方法が変更となります。

有資格区分を変更したときに、「技術職員名簿の有資格区分変更等申出書（参考様式）」を提出いただいておりますが、**令和 4 年 4 月からは様式が変更となり、有資格区分の変更した場合だけでなく、変更がない場合も提出**いただくことになりました。

◎様式は、HP上に掲載しています。

※ 当面の間は、旧様式で提出された場合でも申請書は受け付けます。

【関東地方整備局の主な運用】

○標準処理期間（申請書から結果通知書を発行するまでの期間）

関東地整に申請書が届いてから**補正期間を除いて5週間程度**です。繁忙期（7月～10月）においては、**7週間程度**です。（どちらも受け付けた週は除きます。）

申請件数等の状況によって異なる場合もありますので、予めご了承願います。

○技術職員名簿に掲載する技術職員の資格に関する確認資料について

技術職員名簿に掲載する技術職員の資格に関する確認資料については、次の技術職員とし、**前回申請時と資格を変更していない技術職員については、提出不要**です。

- ① 新規で掲載する技術職員（＝新規掲載者）
- ② 有資格を追加、変更した技術職員

○技術職員名簿の講習受講について

講習受講「1」の技術職員は、次の書類を毎回提出してください。

- ① 監理技術者資格者証
- ② 監理技術者講習修了証

※ 監理技術者資格者証の裏面に記載されている場合は、裏面の写しを提出確認資料が**不鮮明で読み取れない場合**や**要件を満たしていない場合**、職権訂正により（補正の連絡なく）講習受講を「2」とする場合がありますので、次の要件を満たしているか必ず確認してから提出してください。（提出する前に、記載されている内容が確認できるようにコピーされているか確認してください。）

【要件】

- ・初回交付日が審査基準日より前の日付であること
- ・有効期限が審査基準日より後の日付であること
- ・有する資格1級国家資格相当であること
- ・建設業の種類の有無で、技術職員名簿に記載した業種に「1」とあること
- ・審査基準日からさかのぼって5年以内に受講していること

監理技術者講習の有効期間の起算点が変更となっておりますが、経営事項審査における技術職員名簿に講習受講「1」として記載できるのは「**審査基準日からさかのぼって5年以内に受講していること**」に変わりありませんので、ご注意ください。

○申請書類の受付及び不備への対応について

コロナウイルス感染拡大防止のため、**申請書類の提出は、原則、郵送**としてください。

なお、申請書類に不足があった場合は、**不足分が提出されるまで受け付けません。**

郵送で提出する場合は、記録の残る方法（簡易書留やレターパック等）で送付してください。

やむを得ず、持参により提出する場合は、受付のみ行います。（予備審査は行いません。）

※ 持参により提出する場合は、**マスクの着用、アルコール消毒の徹底等**をお願いします。

○工事経歴書に添付する契約書等について

提出する工事経歴書に記載された工事のうち、**元請・下請関係なく金額の大きい3件分**を提出してください。（工事経歴書は、各業種ごとに提出してください。）

○001,002及び099資格の技術職員名簿一覧表

申請書の若年技術職員（**35歳未満**）の該当者のみ記載してください。**35歳以上**の方は該当者であっても記載は不要です。

若年技術職員（**35歳未満**）がない場合は提出不要です。

◎様式は、HP上に掲載しています。